

第三次丸亀市総合計画策定支援業務委託 仕様書

丸亀市（以下「本市」という。）が委託する「第三次丸亀市総合計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）」は次のとおりとする。

1. 業務名

第三次丸亀市総合計画策定支援業務委託

2. 業務概要

本業務は、令和7年度末をもって「第二次丸亀市総合計画」の計画期間が終了することから、丸亀市自治基本条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることでまちづくりを一層推進するために策定する「（仮称）第三次丸亀市総合計画（以下「第三次総合計画」という。）」の策定支援を行うものである。

なお、第三次総合計画の策定にあたっては、「第3期丸亀市未来を築く総合戦略（以下「第3期総合戦略」という。）」と「第五次丸亀市行政改革プラン（以下「第五次行革プラン」という。）」を一つの計画にまとめるものとする。

3. 業務委託内容

業務の内容は次のとおりとする。本仕様書に記載されている業務以外で、目的に資する業務がある場合は、当該業務に含めるものとする。

(1) 基礎調査

① 社会情勢・潮流の把握・分析

10年後の将来を見据え、国・県、社会、経済の動向を整理し、第三次総合計画に反映させること。

② 本市の現状把握・分析

- 国、県、本市等の既存資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、第三次総合計画策定の基礎とすること。
- 類似団体及び近隣自治体等との比較を通して、本市の特徴や課題等を評価・検証すること。

③ 現行計画の検証

本市が取りまとめた「第二次丸亀市総合計画」、「第2期丸亀市未来を築く総合戦略」、「第五次行革プラン」等の進捗・達成状況、課題等（行政評価結果、アクションプラン等を想定）を第三次総合計画に反映させること。

④ 基礎調査のとりまとめ

上記の基礎調査をとりまとめ、第三次総合計画の策定に向けた基礎資料として報告書を作成すること。

(2) 市民意見聴取

① 市民意識の把握・分析

本市が実施する市民意識アンケート調査の集計・分析、報告書の作成を行い、第三次総合計画に反映させること。

② 市民意見聴取の手法の提案

ワークショップや公聴会、SNSなど本市に対する意見を収集する手法を提案するとともに、その分析、報告書の作成を行い、第三次総合計画に反映させること。

③ 「市政施行 20 周年記念シンポジウム」の意見反映

主に若い世代（中高生）を対象に、8月24日（日）開催予定の「市制施行 20 周年記念シンポジウム（仮称）夢を叶える」で出た意見を第三次総合計画に反映させること。

④ パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを行うための資料作成、提出された意見の分析、整理等を支援すること。

(3) 第三次総合計画の策定支援

① 第三次総合計画案の作成

- 計画構成とその期間の提案
- 基礎調査の報告書に基づく、本市の現状と課題等の提案
- 聴取した市民意見に基づく、市民の共感を呼べるようなビジョン等の提案
- 第3期総合戦略と第五次行革プランを第三次総合計画にまとめた構成の提案
- 取組内容やそれに関連する成果指標等の提案
- 視覚的効果を高めるビジュアルやメッセージが伝わりやすい構成など、市民が気軽に手に取り、本市とまちづくりを一緒に進めていきたいと思っていたような第三次総合計画素案とその概要版の提案

② デザイン

印刷原稿のデザイン、レイアウトを含む印刷原稿（データ）の作成。なお、印刷・製本は本市で行う。

(4) 協議・打合せ

本業務の遂行にあたり、疑義が生じたときなど、随時行うものとする。

4. 成果物・納品

- (1) 基礎調査報告書（データ一式）
- (2) 市民意識アンケート調査結果報告書（データ一式）
- (3) 市民意見聴取結果報告書（データ一式）
- (4) 第三次総合計画の原稿及び印刷原稿（データ一式）
- (5) 第三次総合計画（概要版）の原稿及び印刷原稿（データ一式）
- (6) その他、本市からの求めにより業務遂行上作成した資料

5. 業務体制

- (1) 受託者は、あらかじめ本市とスケジュールを調整し、作業計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 受託者は、責任者を明確にし、本業務を遂行するに当たり、必要な人材及び担当者を確保すること。
- (3) 受託者は、本業務の目的を達成するため、打合せを密にした上で、打合せ内容を要約した記録簿を作成すること。
- (4) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

6. 業務報告

受託者は本業務の遂行状況について、本市に随時報告を行うこと。また、業務終了後、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。

7. 著作権

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定する全ての権利）については、本市に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、本市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

(5) 使用許諾の条件について

使用許諾に当たっては、変更・切除その他の改変を行わないことを前提条件とする。ただし、成果物を放送する番組の宣伝のために放送局等が使用する場合など、受託者が特に必要と認める場合を除く。

(6) その他の事項

著作権の取扱いについては、本仕様書に記載のないその他の事項については、本市と受託者が協議の上処理する。

8. その他

- (1) 業務の実施に当たっては、本市の条例、規則、その他関連する法令等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、本市と十分に協議・打合せを行い、本市の承認を得た上で行うこと。
- (3) 業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、その一部を委託することができる。
- (5) 本市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。